

# 景観に磨きをかけ、輝き続けるために

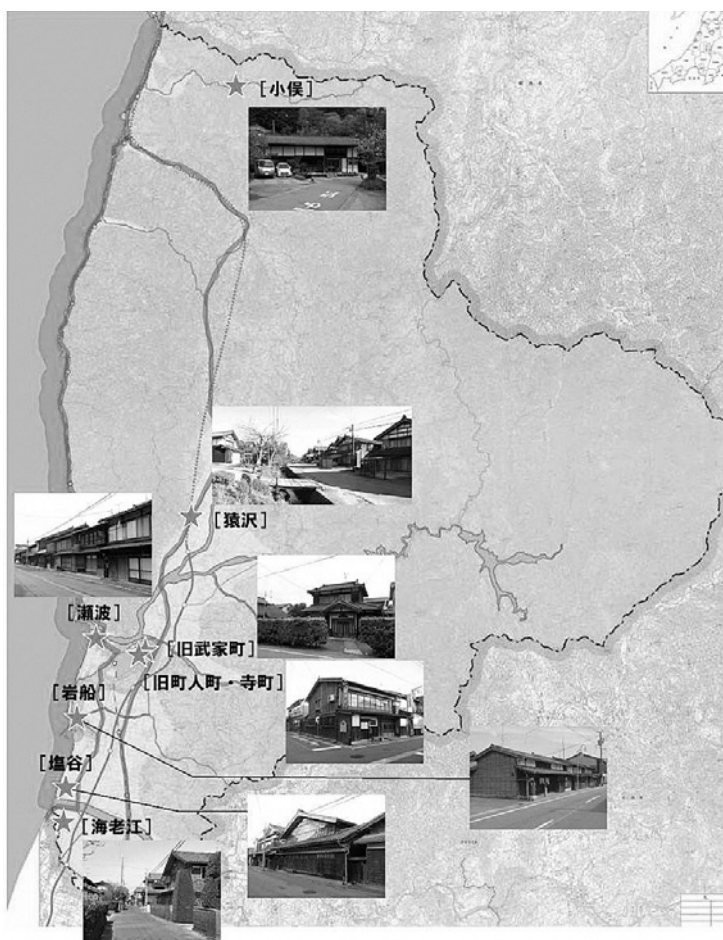
～美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまちを目指して～

**景観形成行為には届け出が必要**

市では、より積極的な景観づくりに取り組むため、平成25年3月に「村上市景観計画」を策定しました。

景観形成行為（市内で一定規模以上の建築物や工作物の建築、開発行為など）を行う場合には、市への届け出が必要です。景観形成行為を行う際には、行為着手の30日以上前に届け出が

## 重点地区の位置図



**優良建築物などの経費の一部を助成**

景観計画区域のうち、歴史や文化、風土などの特色を残している地区に対して重点地区の指定をしています。



助成金交付の基準適合物件の例  
平成29年度は6件、総額約87万円を助成しました

必要になりますので、お早めに届け出をお願いします。

なお、届け出を行わずに景観形成行為に着手した場合は、罰則が適用される場合があります。

す。重点地区では、各地区の景観特性により一定の基準を満たす優良建築物などの外観の変更などに対して経費の一部を助成していま

す。詳細については、お問い合わせください。

## 景観重点地区の見直し

市では現在、景観計画重点地区の変更・見直しを予定しています。今回の見直しは、旧武家町地区および旧町人町・寺町地区の一部、八日市の一部、瀬波横町の区域の追加を計画しています。

## みんなで景観づくり

景観保全・景観づくりに長い年月が必要となります。魅力ある美しい景観に磨きをかけ、いつまでも輝くためには、一人一人が主役となり、事業者や行政と協働で景観づくりに取り組まなければなりません。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●問い合わせ  
都市計画課建築住宅室  
☎ 53・21111  
(内線5311)